

植物防疫の在り方に関する検討会 開催要領

1. 趣旨

気候変動、人や物の国境を越えた移動、農業構造の変化等を背景として、病害虫の侵入・まん延リスクが高まる中、今後、農業生産の持続性を確保していくためには、病害虫が発生しにくい生産条件づくりを進めつつ、病害虫の駆除・まん延防止措置や輸出入検査等の植物検疫措置の強化に的確に取り組んでいくことにより、病害虫による被害を防止することが喫緊の課題となっている。

また、輸出の円滑化に向けて、輸出検疫体制の強化を図ることも重要である。

このため、有識者からなる「植物防疫の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、現行の植物防疫の課題等を点検し、今後の我が国の植物防疫の在り方について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 病害虫の発生予防・駆除・まん延防止措置
- (2) 輸出入検査等の植物検疫措置

3. 検討会の組織

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (5) 検討会に、特別の事項を調査検討させるために必要があるときには、専門委員及び分科会を置くことができる。

4. 運営

- (1) 検討会は原則公開とする。
- (2) 会議の資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ホームページにて公開することとする(守秘すべき事項に係る資料を除く)。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、検討会の運営に支障があると認められる場合など検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。
- (4) 検討会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

5. その他

- (1) 検討会の事務は、消費・安全局植物防疫課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が定める。

(別紙)

植物防疫の在り方に関する検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

有江 力	東京農工大学理事 (教育担当)・副学長
井村 辰二郎	(株) 金沢大地代表取締役
小澤 修平	(一社) 日本種苗協会理事
折原 紀子	植物防疫全国協議会会長
加藤 純	(一社) 全国農業協同組合中央会農政部次長
夏秋 啓子	東京農業大学名誉教授・東京農業大学稲花小学校校長
花島 陽治	(一社) 全国植物検疫協会会長
早川 泰弘	(一社) 日本植物防疫協会理事長
富士 聡子	オイシックス・ラ・大地(株)Oisix 商品本部長
松永 和紀	科学ジャーナリスト
松村 正哉	農研機構植物防疫研究部門基盤防除技術研究領域長
村山 浩一	鹿児島県農政部次長兼かごしまの食輸出戦略総括監